

西東京市公式ツイッター運用要領

平成 27 年 3 月 31 日

26 西企秘第 1276 号

企画部秘書広報課広報広聴担当課長決裁

第 1 趣旨

この要領は、西東京市（以下「市」という。）が **Twitter**（以下「ツイッター」という。）を市民等への情報提供媒体として運用することについて必要な事項を定めるものとする。

第 2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ツイッター インターネット上で 140 文字以内の短い文章を、市民等に公開できる手段をいう。
- (2) 公式ツイッター 市が設置・運用するツイッターをいう。
- (3) アカウント ツイッターを設置・運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- (4) ツイート ツイッターに投稿する文章をいう。
- (5) リプライ 他のユーザーのツイートに返信することをいう。
- (6) リツイート 他のユーザーのツイートを引用して投稿することをいう。
- (7) フォロー 他のユーザーのツイートを受信するようにアカウントを登録することをいう。

第 3 運営主体

公式ツイッターの運営主体は市とし、アカウントの管理及びツイートの発信は企画部秘書広報課が行う。

2 ユーザー名は、**koho_nishitokyo** とする。

第 4 アカウント運用者の明示

市は、なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、運営主体として公式ツイッターのユーザー名を、市のホームページ上に明示する。

第 5 アカウントの運営主体、発信内容等の明示

市は、この要領で定めるアカウントの運営主体、発信する内容及び発信方法について、公式ツイッターのプロフィール欄に明示する。

第 6 掲載内容

市は、公式ツイッターで、次に掲げるものをツイートする。

- (1) 市のホームページに掲載したコンテンツの表題や概要、リンクの情報等
- (2) 西東京市安全・安心いーなメールで配信する防災情報
- (3) その他企画部秘書広報課広報広聴担当課長が適当と認めるもの

第7 リプライ、リツイート及びフォローの制限

市は、リプライ及びリツイートは原則として行わない。ただし、国、都、他の地方公共団体、公益法人等が発信したツイートで、特に企画部秘書広報課広報広聴担当課長が必要と認めるものは、この限りでない。

2 市は、フォローは原則として行わない。ただし、国、都、他の地方公共団体、公益法人等が開設したアカウントで、特に企画部秘書広報課広報広聴担当課長が必要と認めるものは、この限りでない。

第8 ホームページとのリンク

ツイートに記載するリンクのリンク先は、原則として市のホームページのみとする。ただし、国、都、他の地方公共団体、公益法人等が開設したホームページで、特に企画部秘書広報課広報広聴担当課長が必要と認めるものは、この限りでない。

第9 運用の停止

市は、ツイートが困難になった場合には、その理由を市のホームページに明記し、公式ツイッターの運用を停止することができる。

第10 その他

この要領のほか、公式ツイッターの運用に関し、必要な事項は、企画部秘書広報課広報広聴担当課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。